

(2013.03) 制度：確定申告はおこないましょう 3月15日まで

税務署から送られてきた確定申告用紙に「平成 23 年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。」とありますが、地方税をベースに料金が算出されるものが多いので確定申告は必ず行いましょう。

川崎市の少額所得減免制度

○65 歳以上の年金受給者で年金総額が 2 3 2 万 7 6 0 0 円以下の単身者)は地方税減免制度を利用することができます有扶養者は額が増えます。

○給与所得者の少額所得減免制度もあります。

◎単身者

1 8 7 万 1 9 9 9 円以下

◎扶養親族一人

2 4 3 万 1 9 9 9 円以下

◎扶養親族二人

2 8 8 万 7 9 9 9 円以下

◎扶養親族三人

3 3 4 万 3 9 9 9 円以下

この所得以下であれば地方税の減免を受けることができます。この制度の利用は確定申告を済ませていることが条件です。ぜひ利用しましょう。

医療費控除

☆医療控除は病院で支払った金額が 10 万円以上ないと控除できないと考えている人が意外に多くいるとのことです。たとえば 65 歳以上で年金が年 2 0 0 万円の人は所得金額が 80 万円でその 5 %、4 万円を超えた額が控除できます。

夫婦で年金受給の場合どちらかにまとめて控除できます。控除額の上限は 2 0 0 万円です。

その他

☆生命保険控除が変わりました 10 万円以上払っているから、いつもどおり 5 万円の控除とはなりません。

控除証明書を見ると「旧制度」「新制度」とがありそれぞれ計算します。

また「介護医療保険料」控除も新設されました。